

いじめ重大事態調査報告書

令和7年9月11日

さいたま市立■■■■小学校いじめ対策委員会

目次

はじめに	- 2 -
1 事案の概要	- 2 -
(1) 関係する児童	- 2 -
(2) 事案の対象	- 2 -
(3) ■年■組の情况等	- 2 -
(4) 当該児童の状況及び欠席期間等	- 2 -
(5) 事案の覚知からいじめ認知の経緯	- 2 -
(6) いじめ重大事態の発生報告までの経緯	- 3 -
2 調査の概要	- 3 -
(1) 調査した主体と構成員	- 3 -
(2) 調査方法	- 3 -
3 調査結果	- 3 -
4 いじめの認知等	- 5 -
(1) いじめの定義について	- 5 -
(2) いじめの有無の判断	- 5 -
5 学校の対応等	- 6 -
6 課題点	- 9 -
7 課題点を受けた再発防止	- 10 -
(1) 学級児童への支援策	- 10 -
(2) 再発を防ぐための取組	- 11 -

はじめに

本調査報告書は、令和6年度、さいたま市立■■■■小学校■■年■■組の児童であった■■■■さん(■■) (以下、「当該児童」という。)が、他児童(以下「関係児童」という。)から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づくとともに、さいたま市スクールロイヤーの助言を受け、まとめたものである。

本調査は、いじめ防止対策推進法第22条並びにさいたま市立■■■■小学校いじめ防止基本方針に沿って設置された、さいたま市立■■■■小学校いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)が、当該児童の保護者の意向を踏まえ、「いじめ重大事態の調査のガイドライン」に則って行った。

1 事案の概要

(1) 関係する児童

当該児童 ■■年■■組 ■■■■
関係児童A ■■年■■組 ■■■■
関係児童B ■■年■■組 ■■■■
関係児童C ■■年■■組 ■■■■

(2) 事案の対象

- ア 令和6年度1月頃～3月頃、当該児童が関係児童Aから悪口や暴言を言われた事案
- イ 令和6年度2月頃～3月頃、当該児童が関係児童Bから悪口や暴言を言われた事案
- ウ 令和6年度2月頃、当該児童が関係児童Bから暴力を振るわれた事案
- エ 令和6年度2月頃、当該児童が関係児童Bから椅子を引かれて尻もちをついた事案
- オ 令和6年度2月頃、当該児童が関係児童Cから悪口を言われた事案
- カ 令和6年度2月21日(金)に、当該児童が関係児童Cから暴力を振るわれた事案
- キ 令和6年度2月頃、当該児童が何者かから、当該児童の持ち物にネームペンでいたずら書きをされたり、引き出しに傷を付けられたりした事案

(3) ■■年■■組の情况等

- ア 当時、本学級は落ち着かない様子の児童が多く、児童間のもめごとがよく起きていた。
- イ 関係児童A、B、Cは、当該児童だけではなく、様々な児童ともめごとをよく起こしていた。

(4) 当該児童の状況及び欠席期間等

当該児童は、いじめを理由に、令和7年2月18日(火)、3月5日(水)、3月6日(木)、3月7日(金)、3月10日(月)、3月13日(木)の計6日間欠席した。また、令和7年3月5日(水)学校は、当該児童及び当該児童の保護者から、いじめを事由とした転学の希望を受け、当該児童は令和7年3月31日付で転学した。

(5) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

令和7年2月6日(木)16時00分頃、担任は、電話にて当該児童の保護者から、当該児童は、関係児童からの暴言などが原因で学校に行きたくないと言っている、との相談を受け、令和7年2月7日(金)教頭は、当該児童と関係児童Aから聴き取りを行い、同日、委員会を開催し、関係児

童 A から当該児童への行為をいじめとして認知した。

(6) いじめ重大事態の発生報告までの経緯

令和7年3月5日(水)15時40分頃、担任は、当該児童の保護者から、当該児童は、関係児童からのいじめが原因で転学したいとの要望を受けた。同日、16時20分頃、校長は、委員会を開催し、当該児童の欠席状況や転学の意向があることから、いじめ重大事態の疑いがあるものと判断し、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告した。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

- ア 主体 いじめ対策委員会
- イ 委員長 校長
- ウ 委員 教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

(2) 調査方法

委員会で検討をした上で、当該児童の保護者に確認をし、以下の調査を行った。

- ア 関係児童 A への聴き取りの実施
- イ 関係児童 B への聴き取りの実施
- ウ 関係児童 C への聴き取りの実施
- エ 当該児童保護者の要望を受け、委員会が必要と判断した ■年 ■組の児童 2 名からの聴き取りの実施

3 調査結果

(1) 令和7年3月25日(火)教頭が、関係児童 A から聴き取った内容について

- ア 当該児童に、■、ばか、くそ、きもい、と言ったことがある。一方で、■をするな、お前うざいから転校すれば、お前がのろいからだよ、ばーか、コイツの家は段ボールのような家で貧乏な奴だ、外は茶色だし、箱みたいに四角いし、家の中も超狭い。段ボールの箱にしか見えない家に住んでいる、貧乏な家に生まれてかわいそう、コイツと友達やめた方がいいよ、ということは言った覚えがない。
- イ 当該児童が、関係児童 A と同じ連絡帳を持っていた際、当該児童に、なんで、■と同じ連絡帳にしたの、という趣旨の発言をしたことはある。一方で、なんで真似をするんだ。すぐに違うもの買い替えて、明日証拠として新しい連絡帳をもって来い、と言った覚えはない。
- ウ 当該児童の持ち物にネームペンで落書きしたり、当該児童の引き出しに穴を開けたりしたことについては、何もわからないし、誰かが当該児童の引き出しをいじっている場面を見たこともない。
- エ 当該児童が欠席した際、当該児童の引き出しを触ったことはない。欠席した児童にお手紙を入れる時以外は、欠席児童の引き出しには触らない。

(2) 令和7年3月18日(火)教頭が、関係児童 B から聴き取った内容について

- ア 当該児童に、嫌なことや変なことを言った。具体的には、きもいに近い言葉は言った可能性がある。一方で、お前転校するのか。ようやくクラスが平和になる、お前がいなくなればみんなが喜ぶから早く転校しろ。そうすれば、■はみんなから感謝される、お前の絵は下手でキモイ、お前のせいでクラスメイトと遊べないだろ、という言葉については言った覚えがない。

- イ 当該児童が、尻もちをついたことは見たことがある。覚えてはいる。加害行為をした覚えはないが、可能性は50%ぐらいある。お前が怪我をしようがどうだろうがお前には関係ない、とは言った覚えはない。
- ウ 令和7年3月11日（火）の業間に、Bが滑って転んだ際、その勢いで当該児童のことを蹴ってしまった。当該児童にあざができて関係児童Bの母親に怒られた。当該児童とぶつかった時、もしくはぶつかる前に、邪魔、と言ったかもしれない。50～40%ぐらいの可能性で言ったかもしれない。一方で、それ以外に暴力については、当該児童の身体に触ったり近付いたりしたこともない。
- エ 当該児童の持ち物にネームペンで落書きしたり、当該児童の引き出しに穴を開けたりしたことはない。
- オ 当該児童の机の板を触った可能性はあるが、当該児童の机の引き出しを勝手にいじってはいない。
- (3) 令和7年3月18日（火）教頭が、関係児童Cから聴き取った内容について
- ア 当該児童に、令和6年4月頃から令和7年3月頃まで、ふざけていやな言葉を言ってしまった。具体的には、 、クソゴリラ、と言った。登下校時に、当該児童から、 、 、 と言われた時に、 と言った。他にもふざけていやな言葉を言ったかもしれないが覚えていない。
- イ 令和7年2月21日（金）関係児童Cが関係児童Aにグローブを投げた。それを見ていた別の男子児童が、先生に言うぞと言った。その言葉に関係児童Cが怒り、その男子児童に向かって上履きを投げたが、関係児童Cが投げた上履きは当該児童に当たってしまった。一方で、関係児童Cは、その際に、当該児童を叩いたり蹴ったり等の暴力行為はしていない。
- ウ 当該児童の持ち物にネームペンで落書きしたり、当該児童の引き出しに穴を開けたりしたことはない。
- エ 当該児童が欠席した際、当該児童の引き出しを触ったことはない。
- (4) 令和7年3月18日（火）当該児童の保護者の要望を受け、教頭が、委員会が必要と判断した 年 組の児童2名から聴き取った内容
- ア 関係児童Aから、休み時間に教室で、当該児童と友達やめた方がいいよ、と言われたことは覚えている。
- イ 関係児童Aが、当該児童に対して、暴言や暴力などを行っている場面を見たことはない。
- ウ 関係児童Bが、当該児童に対して、悪口や暴言を言っている場面を見たことがない。また、暴力など当該児童が嫌がるような行為を見たことがない。
- エ 当該児童の持ち物にネームペンで汚れを付けられた事案や、引き出しに穴が開けられていた事案については、見聞きしていない。
- オ 当該児童から関係児童Aのことについて相談されたことはない。
- カ 委員会が必要と判断した、 年 組の児童2名のうちの1名が、関係児童Aが当該児童の首を絞めたいらしいという噂と、関係児童Aが当該児童の が と言っていたという趣旨のことを、もう1名の児童に伝えていた。

4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

ア-1 令和6年度に、当該児童が関係児童Aから悪口や暴言を言われたという訴えについて

(結果)

令和7年2月7日（金）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童Aからの聴き取り内容から、関係児童Aから当該児童に対する悪口や暴言の事実が確認されたこと、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Aの行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

ア-2 令和6年度に、当該児童が関係児童Aと同じ連絡帳を学校に持って行った時に、関係児童が、当該児童に対して、なんで真似をするんだ。すぐに違うものを買って替えて、明日証拠として新しい連絡帳をもって来い、と脅されたという訴えについて

(結果)

令和7年3月25日（火）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童及び関係児童Aとの間で連絡帳を巡るトラブルの内、何で真似をするんだと言った事実については確認されたこと、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Aの行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

イ 令和6年度に、当該児童が関係児童Bに暴言や悪口を言われたという訴えについて

(結果)

令和7年3月18日（火）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

委員会が必要と判断した■年■組の児童2名の聴き取り内容からは、関係児童Bから当該児童に対する悪口や暴言の事実が確認されなかったが、関係児童Bからの聴き取り内容から、関係児童Bから当該児童に対する悪口や暴言の事実が確認されたこと、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Bの行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

ウ 令和6年度に、当該児童が関係児童Bに暴力を振るわれたという訴えについて

(結果)

令和7年3月18日（火）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童Bから当該児童に対する暴力の事実が確認されたこと、当該児童の保護者より、当

該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童 B の行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

エ 令和 6 年度に、当該児童が関係児童 B に椅子を引かれ尻もちをついたという訴えについて
(結果)

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童 B が当該児童に対して椅子を引くという行為をしたことが確認されたこと、関係児童 B がその可能性について言及していること、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童 B の行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

オ 令和 6 年度に、当該児童が関係児童 C に暴言や悪口を言われたという訴えについて
(結果)

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童 C から当該児童に対する悪口や暴言の事実が確認されたこと、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童 C の行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

カ 令和 6 年度に、当該児童が関係児童 C に暴力をふるわれたという訴えについて
(結果)

令和 7 年 2 月 21 日 (金) 委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童 C が投げた上履きが、当該児童に当たってしまったという事実が確認されたこと、当該児童の保護者より、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童 C の行為が、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

キ 令和 6 年度に、当該児童の持ち物 (はさみやカラーペンのケース等) が何者かにネームペンで汚されたり、引き出しに穴を開けられたりしたという訴えについて

(結果)

令和 7 年 3 月 25 日 (火) 委員会で、加害者不明の「いじめ」として認知。

(理由)

関係児童が関与した事実は、判明しなかったが、当該児童の持ち物への毀損行為があったという事実は確認され、その行為により当該児童が苦痛を感じているとの訴えが、当該児童の保護者からあったことから、当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

5 学校の対応等

(1) 令和 7 年 2 月 7 日 (金)

ア 9 時 40 分頃、教頭は、■年の児童であることを考慮し、早急に聴き取りを行う必要があると考え、1 階相談室にて、当該児童と面談を行った。当該児童は、関係児童 A から、舌打ちをされたり、暴言を吐かれたりするのが嫌だと訴えた。また、関係児童 B と関係児童 C が日常的に喧嘩をしていることが嫌だと述べた。

イ 10 時 50 分頃、教頭は、関係児童 A から聴き取りを行い、関係児童 A は、当該児童に謝罪

の意があることについて確認した。

ウ 11時40分頃、教頭、当該児童、関係児童Aで面談を行い、教頭は、関係児童Aが当該児童に謝罪したことを確認した。

エ 11時55分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、当該児童及び関係児童Aからの聴き取り内容を共有し、今後の対応について協議をした。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

オ 15時50分頃、教頭と担任は該当児童の保護者と面談を実施し、登下校時の当該児童の見守りや声掛け、教室内での職員による見守り体制、次回の面談等、今後の対応について確認した。

カ 16時50分頃、担任は電話にて、関係児童Aの保護者に、当該児童及び関係児童Aから聴き取った内容について説明し、家庭での指導を依頼した。

キ 17時30分頃、校長は校長室にて、臨時の委員会を開催し、関係児童Aから当該児童への行為について、いじめとして認知した。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

(2) 2月10日(月)

ア 15時55分頃、校長は校長室にて、臨時の委員会を開催し、当該児童に対する見守り体制の徹底及び支援策について確認した。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

イ この日(2/10)以降、担任は該当児童や関係児童の様子に気を付けながら、トラブルを見逃さないよう見守った。また、担任は該当児童に、何かあったら教えてね、という趣旨の声掛けを適宜行っていた。

(3) 2月15日(土)

11時00分頃、担任は、当該児童の保護者からの要望を受け、■年■組の学級懇談会において、当該学級の中で、児童が傷つく行為や発言があったことについて話をした。

(4) 2月18日(火)

ア 6時50分頃、当該児童の保護者から、欠席等連絡フォームに、「精神的不調により欠席します。」という旨の連絡を受けた。

イ 8時20分頃、担任は、当該児童の保護者へ電話連絡をし、放課後に再度、当該児童の保護者へ連絡することを確認した。

ウ 16時20分頃、担任は、当該児童の保護者へ電話連絡をした。当該児童の保護者から、当該児童の欠席理由や、関係児童B、関係児童Cから当該児童に対する行為について話があった。

(5) 2月21日(金)

ア 11時30分頃、担任は教室にて、関係児童Cが上履きを投げ、その上履きが当該児童の顔に当たったことを覚知した。担任の立会いのもと、関係児童Cから当該児童に対して謝罪を行った。

イ 11時55分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、今後の対応について協議をした。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

ウ 15時30分頃、担任は、当該児童の保護者に電話連絡し、事案の説明を行った。

エ 16時30分頃、担任は、関係児童Cの保護者に電話連絡し、事案の説明を行い、家庭での指導を依頼した。

オ 17時00分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、関係児童Cの当該児童に対する行為をいじめとして認知した。また、当該児童に対する見守り体制の徹底及び支援策について確認をした。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

(6) 2月28日(金)

ア 8時20分頃、担任は、当該児童から、2月27日(木)業間休みと下校時に、関係児童Aから首を絞められた、との訴えを受けた。

イ 8時22分頃、担任は、生活科室にて、関係児童Aから聴き取りを行ったが、事実が確認できなかった。

ウ 15時20分頃、担任が、関係児童Aの保護者に電話連絡し、当該児童と関係児童Aから聴き取った内容について報告した。

エ 15時40分頃、担任が、当該児童の保護者へ電話連絡し、当該児童と関係児童Aから聴き取った内容について報告した。

(7) 3月5日(水)

ア 7時00分頃、当該児童の保護者から、欠席等連絡フォームにて「精神的不調により欠席します。」という旨の連絡があった。

イ 15時50分頃、教頭は、当該児童の保護者から、転校についての話を聞いた。

ウ 16時05分頃、校長は、教頭から、当該児童の保護者より、令和6年度の同学級児童のいじめが原因で、当該児童は他校への転校を希望している旨の報告を受けた。

エ 16時20分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、いじめが原因で当該児童が転校を希望していることから、1号重大事態であるものと判断した。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、■学年主任

オ 16時30分頃、校長は、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態の発生について報告した。

(8) 3月10日(月)

16時20分頃、校長は、2階相談室にて、当該児童の保護者に、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、調査方針を説明した。

(9) 3月12日(水)

15時00分頃、校長は、当該児童の保護者から、いじめ重大事態調査における調査対象、調査事項、調査方法、調査内容等の意向について確認した。

(10) 3月17日(月)

15時00分頃、校長は、教頭に、関係児童等への聴き取りについて指示した。

(11) 3月18日(火)

ア 12時00分頃、校長は、校長室にて、教頭から、いじめ重大事態調査における関係児童B、Cと、委員会が必要と判断した■年■組の児童2名からの聴き取りが終了したとの報告を受けた。

イ 15時00分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、関係児童B、Cと、委員会が必要と判断した■年■組の児童2名からの聴き取り内容を共有し、関係児童B、Cの当該児童に

対する行為をいじめとして認知した。また、当該児童に対する見守り体制の徹底及び支援策について確認をした。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、■学年主任

(2) 3月25日(火)

ア 11時00分頃、校長は、校長室にて、教頭から、いじめ重大事態調査における関係児童Aからの聴き取りが終了したとの報告を受けた。

イ 11時15分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、当該児童の持ち物(はさみやカラーペンのケース等)が何者かにネームペンで汚されたり、引き出しに穴を開けられたりしたという行為を、加害者不明のいじめとして認知した。

出席者：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、■学年主任

(3) 4月3日(金)

16時30分頃、校長は、校長室にて、臨時の委員会を開催し、旧担任から新担任への引継ぎを含めた新年度からの体制等について確認をした。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、新学年担任、旧学年担任

以上の、法第28条第1項に基づく調査並びに、法第23条の学校対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、児童への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6 課題点

「いじめ防止対策推進法」及び「さいたま市■■■■小学校いじめ防止基本方針」に照らし、本件に対する評価を以下に示す。

- (1) 本校(さいたま市立■■■■小学校)策定の『さいたま市立■■■■小学校いじめ防止基本方針』(以下「基本方針」)の7「いじめの対応」には、「学校の教職員が、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめにかかわる情報を報告し、組織的な対応につなげていく体制を整備する。」と記されており、いじめに対する措置として、「いじめ防止対策推進法」第23条第3項「いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」に則り、臨時のいじめ対策委員会を開き組織的対応をした。

しかし、いじめ対策委員会として当該児童と関係児童A・B・Cとの間で起きている出来事の実事確認や、言い聞かせるのではなく「どうすべきか」を考えさせる指導、保護者への事実説明と協力依頼等、組織的な見守りを継続するための手立てを検討し、具体策を講じたが、いじめを行った児童等に、自分が行った行為に対して、相手の立場や思いに立って考えたり、周りの児童に対してどんな思いを与えてしまっているか考えさせたりした上で、今後自分がどのようにしていけばよいのか、学校生活を通して考えさせる指導が不十分であったため、当該児童と関係児童A・B・Cとの問題解決や関係回復には至らなかった。

- (2) この事案に至るまでの、学校生活における児童同士の関わりや出来事の中で、当該児童と関係児

童Aの関係性の変化に気付くことができなかった。これは「基本方針」の6「いじめの早期発見(アセスメント状況把握)」(1)をはじめとするいじめの早期発見のための学級の様子や児童の行動観察等の状況把握が不十分であったことと、「基本方針」の5「いじめの未然防止」(1)の道徳教育通じた「いじめは絶対に許されない」という意識の向上や道徳的諸価値の習得が不十分であったため、当該児童の保護者から相談があった頃には当該児童と関係児童Aの間で起きている問題の早期発見、早期対応に至らなかった。

- (3) 「基本方針」の4「組織」(1)③にある「いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する」ということにおいて、当該児童への十分な心のケアができず、当該児童が、不安が残ったまま学校生活を送った結果、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定される、相当の期間学校を欠席することにつながった可能性があると考えられる。
- (4) 発生当初、当該児童の保護者からの希望や、「基本方針」の2「本校のいじめの問題に対する基本姿勢」(7)の記載にあるように、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、組織的な対応ができるよう、担任だけではなく、教頭も一緒に保護者からの相談を受けた。関係児童Aとの間で起きた出来事を聞き、その後、関係児童Aへの事実確認を行い、いじめの解消に向け指導を行った。しかし落ち着いたあるクラスとするための組織的な支援策が不足していた。

また、「いじめ防止対策推進法」第3条に「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」とあるように、臨時いじめ対策委員会において、その後の対応について協議された。

一方で、当該児童及び関係児童Aへの今後の対応に加え、「基本方針」の2(8)の記載にもあるように、関係児童Aに対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、関係児童Aが抱える問題を解決するため、担任は令和6年4月より令和7年1月までに10回ほどSC(スクールカウンセラー)に関係児童Aの観察を依頼し実施していた。しかし、そこでSCが見取った情報を、臨時いじめ対策委員会の協議や心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ることに生かすことができず、十分な成果を得ることができなかった。このことも、この案件が大きく発展した要因の1つとして考えられる。

7 課題点を受けた再発防止

(1) 学級児童への支援策

ア 落ち着いたあるクラスとするため、管理職の教室訪問による児童の実態把握と指導状況を確認する。また、必要に応じて放課後に対応についての検討や打合せ、教職員への指導を行う。

イ 具体的な学級運営のための環境改善として、児童のクールダウンや個別の指導・支援、少人数学習指導等、状況に応じた活用を可能とするハード面並びに、人的措置等のソフト面での対応措置として以下の3点を行う。

(ア)隣の教室を支援環境として活用することができる教室配置

(イ)教室内への「SOSカード」の設置

(ウ)本学級へのスクールアシスタント及び支援教職員の継続配置

ウ 日々の学校生活における教員の児童への関わりや学級指導、「基本方針」の「5 いじめの未然

- 防止」の(5)「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して「相談することの大切さ」を理解させる。
- エ 「基本方針」の「6 いじめの早期発見」にあるように、日頃の児童の様子や「せんせいあのねアンケート」の結果から、いじめの早期発見と的確な状況把握をするとともに、児童が相談しやすい雰囲気づくりやSC等との連携など、教育相談体制を整える。
- オ 年度替わり、児童が進級するに伴う担任の交代による新たな学級経営や、他の教職員による児童への個に応じた異なるアプローチなど、複眼的視点による児童理解を推進する。

(2) 再発を防ぐための取組

- ア 「基本方針」の「5 いじめの未然防止」の「(1) 道徳教育の充実」にあるように、あらゆる教育活動の場面において道徳教育に資する学習の充実に努めることや、「(2)『いじめ撲滅強化月間』の取組を通して」での、児童が中心となって「いじめ防止」について考え、行動するということを通して、「いじめをしない、許さない」資質を育む。
- イ いじめ対策委員会による4月・5月・2月の定期的（年度当初は毎週1回）な該当学級の状況確認と振り返りを実施する。また、定期的ないじめ対策委員会の実施により、「各学級の状況」と「配慮が必要な児童の状態」を全教職員で共通理解し、組織的な対応につなげる。
- ウ SCによる観察は実施していたが、SCと保護者、関係機関につなぐことができなかったことを受け、SC及びSSWが積極的に教室での観察や支援ができるよう、該当学級への配置を行い、専門的な見地から児童へのアプローチや教職員への助言、保護者との面談に係る指導助言につなげる。また、必要に応じ総合教育相談室と連携し指導・助言を受け、児童へのアプローチや教職員への助言、保護者との面談に係る指導助言につなげると共に、事案対応の改善に努める。
- エ 教職員のいじめに対する意識を高めるために、指導主事の招聘等、いじめに係る教職員研修を行う。
- オ 「心理的安全性」の担保できるクラスの風土を醸成する。
- (ア)「人間関係プログラム」や「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」、日々の学校生活における学級指導等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる指導を行う。
- (イ)「特別な教科道徳」や「個別最適化を意識した授業」、日々の学校生活における児童への個別対応等を通して、個々の心的ストレスを解消させたり、自己有用感、自己肯定感を育む指導を行ったりする。